

○青森県立保健大学後援会助成要綱 新旧対照表（一部抜粋）

改 正	現 行
（助成内容） 第4条 各事業の助成内容は以下のとおりとする。 (1) (略) (2) 学生の福利厚生に関する事業 ア 肝炎検査、貧血検査及び実習の実施にあたり必要となる諸検査を受けた学部生及び大学院生に対し、費用の全額を助成する。 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る諸検査については、1人につき年度あたり10,000円を上限とする。 イ 入学時に実施する小児感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）と、B型肝炎及びC型肝炎の抗体検査を受けた学部生及び大学院生に対し、費用の全額を助成する。 附 則 この要綱は、令和6年4月5日から施行する。 附 則 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。	（助成内容） 第4条 各事業の助成内容は以下のとおりとする。 (1) (略) (2) 学生の福利厚生に関する事業 肝炎検査、貧血検査及び実習の実施にあたり必要となる諸検査を受けた学部生及び大学院生に対し、費用の全額を助成する。 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る諸検査については、1人につき年度あたり10,000円を上限とする。 附 則 この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

青森県立保健大学後援会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県立保健大学後援会会則第3条の規定に基づく事業の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の適用を受ける者は、青森県立保健大学に在学する学生及び学生が組織する団体とする。

(助成方法)

第3条 助成は、青森県立保健大学後援会予算の範囲内で行う。助成を受けようとする者は、所定の申請書（申込書）を提出しなければならない。

(助成内容)

第4条 各事業の助成内容は以下のとおりとする。

(1) 学生の教育研究活動への支援

ア 卒業（修了）研究・国家試験対策助成費として必要な費用（学生1人あたり上限10,000円）を当該年度の卒業（修了）予定者に対し助成する。

イ 卒業関連事業の実施に必要な経費（学部卒業予定者1人あたり上限5,000円）を助成する。

ウ 修了関連事業の実施に必要な経費（大学院修了予定者1人あたり上限2,000円）を助成する。

エ 新入生研修費として新入生研修に係る経費の全額を助成する。

(2) 学生の福利厚生に関する事業

ア 肝炎検査、貧血検査及び実習の実施にあたり必要となる諸検査を受けた学部生及び大学院生に対し、費用の全額を助成する。

ただし、新型コロナウイルス感染症に係る諸検査については、1人につき年度あたり10,000円を上限とする。

イ 入学時に実施する小児感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）と、B型肝炎及びC型肝炎の抗体検査を受けた学部生及び大学院生に対し、費用の全額を助成する。

(3) 学生の課外活動の助成に関する事業

ア サークル活動助成費として、各サークルにおける1年間の活動費用（1団体上限30,000円）を各サークルに対し助成する。

イ サークル特例補助金として、上記サークル活動助成費のみでは活動費用が不足するサークルに対し不足する費用を予算内で助成する。

ウ 自治会活動助成費として、学生自治会の事務費及び印刷費等に対し、学部生1人につき100円を学生自治会に助成する。

エ 大学祭の開催に必要な経費を、予算の範囲内で学生自治会に対し助成する。

(4) 会員相互の連絡・親睦に関する事業

大学院新入生交流会費用として予算の範囲内において必要な経費を助成する。

(5) 会員と大学間の連絡に関する事業

会報誌作成費として発行される保健大学だよりの制作費及び発送費について、大学と後援会との覚書に基づく金額を大学に対し助成する。

(6) その他必要と認める事業

(精算)

第5条 概算により支払いを受けた者は、事業終了後すみやかに必要な書類を添えて報告するものとする。

2 前項の規定により余剰金が生じたときは、その費用を返還するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、会長と協議して学生部長が決定し、総会に報告する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。